

茨城県議会と常磐大学および常磐短期大学の
相互連携・協力に関する包括協定書

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は運用に当たり疑義が生じた事項について
は、その都度、甲と乙および丙が協議の上、定めるものとする。

茨城県議会（以下「甲」という。）と常磐大学（以下「乙」という。）および
常磐短期大学（以下「丙」という。）とは、次により相互連携・協力に関する協
定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、二元代表制の一翼を担い、県民の代表として多様な意見を
集約し県の意思決定を行う甲と、地域創生の知の拠点として、特色ある教育・
研究と人材育成に取り組む乙と丙が、相互の密接な連携と協力により地域の
課題に迅速かつ適切に対応するとともに、活力と魅力に溢れる地域づくりや
本県の将来を担う人材の育成に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙および丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項につ
いて連携協力するものとする。

- (1) 甲の政策形成及び調査・研究に関すること
- (2) 乙と丙の人材育成及び教育・研究に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（経費の負担）

第3条 第2条に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、個別事業
ごとに甲と乙および丙が協議の上、定めるものとする。

（協定の期間）

第4条 本協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。
2 前項の期間満了日の3月前までに、甲と乙および丙いずれからも別段の
意思表示がないときは、本協定を1年間更新するものとし、以後もまた同様
とする。

令和3年10月25日

甲 茨城県議会議長

常井洋子



乙 常磐大学長

高田敬子



丙 常磐短期大学長

高田敬子

